

大学と損害保険 ⑱

～大学教職員の基礎知識としての《保険のはなし》～

有限会社国大協サービス 事業部次長 藤井昌雄

賠償事故と保険⑤（インターンシップ中の事故）

産学連携による人材育成の手法であるインターンシップが多くの大学で活発に行われています。今回は、多様な形態で行われるインターンシップ中の事故における保険の適用についてご説明します。

インターンシップは、様々な形態で行われていますが、①大学の主導により大学が募集して行われるもの、②大学の主導によらず企業、団体が募集して行われるもの、に大きく分けることができます。

そして、インターンシップの実施に当たって想定されるリスクには様々なものが考えられますが、本号では、(a)学生自身のケガ、(b)学生が受入れ先の機器等を破損、(c)学生が実施中に第三者にケガを負わず、の3つの場合における賠償責任を中心にご説明します。

注1) インターンシップの基本的なガイドラインについては「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」(平成9年9月18日 文部省・通商産業省・労働省)を、実施状況については、「平成18年度インターンシップ実施状況調査結果」(文部科学省)をご参照ください。

インターンシップ中の学生自身のケガ

インターンシップ中の学生自身のケガ(a)の形態には様々なものが考えられますが、大きく整理すると、受入れ先の施設の瑕疵や指導における過失が原因で事故が発生するケース、学生本人の過失や全くの偶然により発生するケースに分けることができます。

学生自らの過失や不可抗力による事故では、基本的にはどこにも賠償責任は発生しませんが、受入れ先に原因がある場合には、受入れ先が賠償責任を負うこととなります。

受入れ先の賠償責任に関わらず、学生が傷害保険に加入していればインターンシップ中のケガに対する補償を受けることができます。インターンシップ①の場合は大学の正課等と位置づけられて実施されるものと考えられるので、学生が学生教育研究災害傷害保険(「学研災」)に加入していれば、その補償を受けることができます。

なお、インターンシップの学生に対して賃金が支払われ、受入れ先の事業に従事している場合のケガについては、受入れ先の労災が適用されるケースも想定されます。(注2)

注2) 労働新聞社「安全スタッフ」2007年6月1日号

インターンシップ中に学生が起こした事故

インターンシップ中に学生が受入れ先の装置を壊してしまった場合(b)、学生が第三者に対してケガを負わせた場合(c)の賠償責任はどうなるでしょう。

受入れ先における指導の状況等にもよりますが、基本的には学生個人に賠償責任が発生するものと考えられます。

このような場合、学生が学研災付帯賠償責任保険(「付帯賠償」)に加入していればその補償を受けることができますが、大学の正課等として行われるインターンシップに限定されます。

なお、第三者にケガを負わせた場合、実質的な使用関係があり、受入れ先の事業の執行行為であると客観的に判断できる場合には、受入れ先が使用者賠償責任を問われるケースも想定されます。その場合でも、受入れ先が学生への求償を行うことも想定されます。

インターンシップ中の事故に対する大学の賠償責任

学生自身のケガや学生が起こした事故に対する大学の賠償責任については、インターンシップ②では大学が関与していませんから大学に賠償責任が発生することは考えられません。

インターンシップ①の場合でも、大学が実施に当たって行うべき指導を行っていなかったことにより事故が発生した等、事故の発生に対して大学に過失があったと認められる場合を除き、大学には賠償責任が発生することはないと考えられます。

受入機関との協定等

実際に大学がインターンシップを実施する際には、受入機関と協定等を締結して実施するものと思われます。その際、事故が発生した場合の大学の賠償や参加する学生の保険への加入が求められるケースもあるようです。ここで注意しなければならないのは、受入機関との協定でインターンシップ中の事故の全てに対して大学が賠償を行うという内容を定める場合です。そのような協定があっても、保険会社は大学に法律上の賠償責任があると認めるケースでしか保険金を支払いません。保険で認められない部分については、大学の経費で対応することになります。

また、受入機関に賠償責任が発生するようなケースでは、せっかくインターンシップの受入に協力していただいている企業等に対して、結果としてご迷惑をおかけすることになります。

インターンシップの実施に当たっては、受入機関、大学側ともに賠償云々の問題が発生することなく事故が解決できるよう、参加する学生を学研災や付帯賠償に必ず加入させることが必要です。

多様な形態に対応するために

多様な形態で行われるインターンシップ②の場合では、学研災、付帯賠償の補償を受けることができません。このため、参加する学生には、企業や実施団体の募集要項により事故の場合の責任等を十分に確認しておくこと、自前で傷害保険や賠償責任保険に加入しておくことを指導する必要があります。

学生個人が加入する一般の賠償責任保険では、報酬ありのインターンシップ中や受入先で使用する機器の破損に対する賠償責任が免責となります。学研災の上乗せ補償である学研災付帯学生生活総合保険では、報酬が支払われるインターンシップを含め、学生自身のケガ、装置等の破損（情報の破損を含む）、第三者への賠償責任を幅広く補償しており、インターンシップ②に最適な保険といえます。

	インターンシップ①			インターンシップ②		
	(a)	(b)	(c)	(a)	(b)	(c)
受入機関の賠償責任	▲		▲	▲		▲
学生の賠償責任		▲	▲		▲	▲
大学の賠償責任	△	△	△	×	×	×
受入機関加入の賠償責任保険適用	▲		▲	▲		▲
受入機関加入の政府労災適用	×			▲		
大学加入の賠償責任保険適用	△	△	△	×	×	×
学研災適用	●			×		
学研災付帯賠償責任保険適用		●	●		×	×
学研災付帯学生生活総合保険適用	●※	●	●	●	●	●

●：あり ▲：場合によってあり △：基本的になし ×：なし

※：死亡、後遺障害、ケガのみ補償コースのケガの保険金を除く